『人文学報』 第76号（1995年3月）
（京都大学人文科学研究所）

正義論と義務論理学

山　下　正　男

1

本論文の目的は正義というものを義務論理学の立場から解明することにある。しかしそのためには義務論理学とはなにかをはっきり提示する必要がある。

さて義務論理学はまず図1をその基本とする。図1でPは許を意味し，Nは不を意味する。そしてpは命題を意味する。pを例えば「私はこの車内で喫煙する」としよう。するとPpは「私はこの車内で喫煙することが許される」を意味し，NPpは「私はこの車内で喫煙することは許されない」を意味する。

さて図1のpは単称命題であった。しかし単称命題では単純すぎるので，単称命題のかわりに限量命題をもちだし，これに義務論理学的オペレーターつまりP, NP, PN, NPNなどをつけ加えよう。以上のようなオペレーターのうちのもっとも基本的なオペレーターつまりP(許)については図2がなりたつ。もちろんNP, PN等についても図2と同型の図がなりたつ。

さて図2の（x)Pf(x）は「なんびともしかじかのことをすることが許される」を意味し，(x)NPf(x）は「なんびともしかじかのことをすることが許されない」を意味し，（∃x)Pf(x）は「ある人はしかじかのことをすることが許される」を意味し，（∃x)NPf(x）は「ある人は

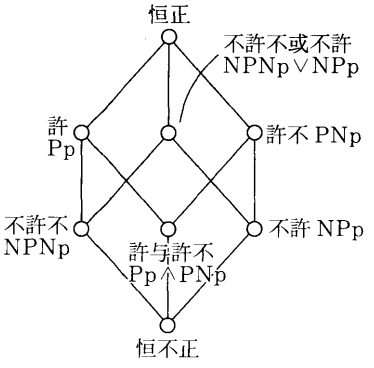

図1

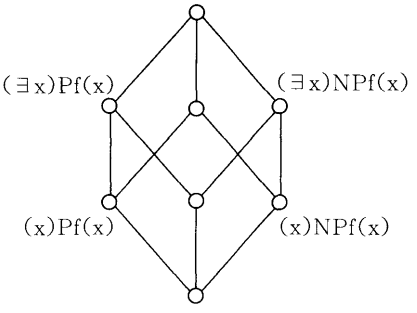

図2

しかじかのことをすることが許されない」を意味する。

以上で本論文に必要な限りでの義務論理学のエッセンスは終えたが，こうした義務論理学と対比させるために，事実論理学をも紹介しておこう。まず図1に対応する事実論理学は図3である。pは「いま雨が降っている」とすればNpは「いま雨が降っていない」である。そして「いま雨が降っている，あるいはいま雨が降っていない」は恒真であり，「いま雨が降っている，そしていま雨が降っていない」は恒偽である。そしてpもNpも事実命題である。

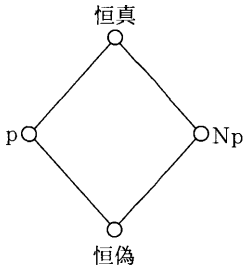

図3

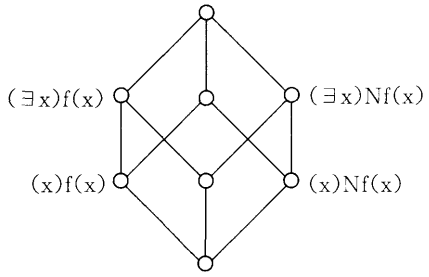

図4

つぎに図2に対応する事実論理学は図4である。そして（x)f(x）は例えばxを物体の範囲における個体とすれば「いかなる物体も空間的広がりをもつ」であり，（∃x)f(x）は例えば「ある物体は生物である」を意味する。

さて事実論理学と義務論理学との二元論的立場はギリシア時代にまでさかのぼる。この二元論はギリシア語の動詞 ἐστί（ある，it is）と δεῖ（ねばならない，it is obligatory that…）にもとづく。ところで ἐστί の現在分詞は ὄν であり，δεῖ の現在分詞は δέον である。そして ὄν と δέον から ontic（存在的）と deontic（義務的）の対立，ontology（存在論）とdeontology（義務論）の対立が生じる。

事実論理学と義務論理学の二元論的対立は他方ではまた，ギリシア語の動詞 ἐστί（ある，it is）と ἔξεστι（許される，it is permissible that…）の対立にもとづく。義務論理学がなぜ δεῖ と ἔξεστι の二つの違った意味で代表されるのかは，図1から明らかである。というのも δεῖ の方は図1の不許不（〜せざるを許さず）に相当し ἔξεστι は許（〜するを許す）に相当し，不許不（義務）も許（許可）もともに義務論理学を構成するメンバーだからである。

再び ἐστί と ἔξεστι にもどるが，ἐστί は名詞化されると οὐσία（存在，実体，本質，所有物，財産）となる。そして ἔξεστι は名詞化されると ἐξουσία（許可，権利，機能）となる。さらに ἐστί と ἔξεστι の対立はラテン語の est と licet の対立にもちこされ，οὐσία と ἐξουσία の対立はラテン語の substantia（実体，資産），existentia（存在，生存），essentia（本質）と licentia（許可，ライセンス）の対立に引き継がれる。

このように ἐξουσία，licentia は確かに許可ではあるが，実は許可（permission）の概念はもう少し厳密に想定する必要がある。そしてこのことを図5を使って説明することにしよう。

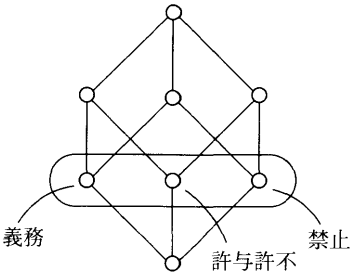

図5

図5は図1と同じ図であるが，ただ図1に楕円形の囲みを付加したものである。さて図5の囲みの中の義務が不許不のことであり，禁止が不許であることには問題はない。しかし許与許不つまり「～することが許されるし，～しないことも許される」は単なる許つまり「～することが許される」とはちがう。実際図1でも図5でも許と許与許不とは区別されている。そして許与許不が実は自由と呼ばれるものなのである。というのも人間が自由であるためには「～することが許される」だけでは不十分であり，「～しないことも許される」というのでなければならない。そして「～が許されるし～しないことも許される」ということが保証されて始めて人間は両者のどちらかを好きなように，つまり自由意志に従って選ぶことができるのである。こうして許と許与許不の関係は区別されるのであり，両者の論理的関係は，許与許不が成立すれば許が成立するが，許が成立しても許与許不は必ずしも成立しないという関係である。さらに許と不許不（義務）も，不許不が成立すれば許が成立するが，逆は必ずしも真でないという関係なのである。

2

以上のような準備の後に，正義についてつぎのようなテーゼを提出しよう。「正義とは価値的名辞ではなく，普遍的限量子（universal quantifier，全称記号），しかも義務論理学命題に対する普遍的限量子である。」

さて価値的名辞とは，眞，善，美，聖，正，利といった種類の名辞である。このうち眞は，図3にみられるし，正は図1にみられる。つまり眞は事実命題の価いとして使われ，正は義務論的命題の価いとして使われる。しかし正義は正とは区別される。しかも正義はそもそも名辞ではなく，普遍的限量子なのである。

ところで普遍的限量子は例えば物理学では万有引力の法則をいいあらわす方程式に使われる。万有引力の方程式は $F=\frac{m_1m_2}{r^2}$ である。この方程式は任意の2つの質点 P_1 と P_2 の間には両質点の質量 m_1 と m_2 の積に比例し，その距離rの二乗に反比例する力が働くということを表現したものである。しかもこの引力の法則は，任意の二つの質点の間に成り立つのであるから，万有引力（universal gravitation）の法則と呼ばれる。それゆえ万有引力の法則は論理学的には普遍命題であり，従って普遍的限量子を使って表現されるべき命題である。

万有引力の法則はいうまでもなくニュートンが発見した。ニュートンはリンゴが地上へ落下するという現象をも，地球が太陽のまわりをまわるという現象をも，同じ万有引力の法則によっ

て説明することに成功した。アリストテレスの自然学によれば，自然現象は月下の（sublunary）世界と，月以上の（superlunary）世界とでは法則が全く異るとされた。つまり月下の世界での運動はリンゴの落下のように直線運動であるが，月以上の世界は月のように円運動をすると考えられた。しかしニュートンは，月より下の世界の運動と月以上の世界の運動との身分差を完全に撤廃したのであり，これが万有引力の「万有」たるゆえんなのであり，法則とはもともとそうした普遍性をもつものである。

もう一つ注目すべきことは二つの質点 P_1 と P_2 が対称的（シンメトリカル）であるという点である。これは $m_1 \times m_2 = m_2 \times m_1$ という式によって保証される。それゆえ地球がリンゴを引っぱっているといってもいいし，逆にリンゴが地球を引っぱっているといってもいいのである。ここでいう対称性は相互の立場を交換することが可能という意味であって，P_1 と P_2 の質量 m_1 と m_2 が等しいとかバランスがとれているという意味でないことはもちろんである。しかも実際，地球とリンゴは質量に関しては月とスッポンであるが，しかも引っぱる引っぱられるという点に関しては，対等なのである。

さてニュートンの万有引力の法則は物理法則でありそれゆえ，事実命題である。しかもこれは単称命題ではなしに，全称命題つまり普遍的命題である。ところで英語の law には二つの意味がある。一つはニュートンの物理法則のように，事実に関する法則である。そしてもう一つは法であり，これは普遍的な義務論的命題である。そして本論文は後の方の意味での law を問題にしようとしているのである。

1948年に国連で採択された世界人権宣言は英語では Universal Declaration of Human Rights という。そしてここに “universal” という語が使われている。なぜ普遍的という語が使われているかといえば，この30条からなる条文のいたるところに「すべて人間は」，「すべて人は」，「人はすべて」，「何人も」といった主語が使われているからである。ところで人権宣言の各条文はすべて法的文章である。そして各条文の主語は人間あるいは人であるが，この人間もしくは人は生物学上のホモ・サピエンスを意味するのではなく，法的な人格つまりペルソナを意味する。そしてこのペルソナに普遍的限量子がつけられているのだから，そうした文章は義務論的普遍命題である。ただし世界人権宣言は，その名の示すとおり，さまざまの人権を保障するものである。そして権利は，「～をしても許される」を意味する。それゆえ，世界人権宣言の各条文は，先に紹介した義務論理学の定式では $(x)Pf(x)$ に相等する。そしてこの $(x)Pf(x)$ の論理学上の位置付けは図2を見れば明らかである。

ここで人権（human rights）と市民権（citizenship）の区別に注意しよう。人権と市民権の区別は1789年のフランスにおける「人と市民の権利宣言（Déclaration des droits de l'homme et citoyen）」に端を発する。こうした人と市民の区別，人権と市民権の区別は日本国憲法でも踏襲されており，実際そこでは「何人も（every person）」と「すべて国民は（all

of the people)」が使いわけられている。とはいえ世界人権宣言では国民という語はなく，すべて何人もという語で統一されている。これはいわば世界国家もしくは地球国家を想定したものであり，こうした国家でなら，国民と人とは同一の対象を指すのである。しかし，こうした世界国家が成立する以前でも，いわゆる国際人権や人権外交といった形で人権の普遍性を強調することも可能なのである。

3

ここらあたりで義務論的命題あるいは法的命題における普遍的限量子と正義との関係に立ち入ることにしよう。図6は図2とおなじ図であるが，ただ図2に楕円形の囲みをつけ加えたものである。そしてさらにこの囲みの中に含まれる三つの要素のうちのまん中の要素に，その要素に相当する論理式を書き加えたものである。ところで（x)Pf(x）が「なんびとにも許される」であり，(x)NPf(x）が「なんびとにも許されない」であるのに対し，(∃x)Pf(x)∧(∃x)NPf(x）は「ある人には許されるが，ある人（他の人）には許されない」である。しかし「なんらかの権利がある人には与えられるが，その他の人には与えられない」という事態は不公平もしくは不公正を意味する。だとすれば，「なんらかの権利がすべての人に与えられる」も「なんらかの権利がだれにも与えられない」もともに公平または公正だといえる。そして公平または公正（fairness）を正義（justice）だと考えれば，正義とは義務論理学的命題に対する普遍的限量子（すべて，あらゆる）であるといってもよいであろう[1)]。

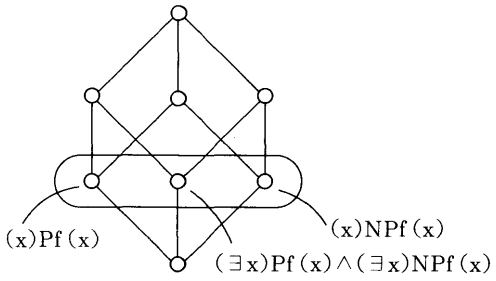

図6

すべての正義が公正であるということはもちろん不可能である。しかし公正としての正義というものが存在することは昔からひろく承認されている。そしてこの「公正としての正義」がいろいろの正義概念のうちで，論理学にもっともなじむ概念であることは明らかなのである。

さて公正としての正義とは，特定の人間に特権を与えないこと，つまりすべての人間に同一の権利や義務を与えることである。そしてこの場合の「すべての」という語は，universal quantifier, Generalisator, Allquantor，全称記号，全称数量形容詞等々と呼ばれる。ところで「すべての」という語が冠せられる語の中に万人司祭主義（priesthood of all believers, Allgemeines Priestertum）がある。これは宗教改革者ルターの提唱した考えであり，カトリックの制度とは異り，キリスト教徒はすべて，司祭者たりうるという主張である。

もう一つの例は普通選挙権であり，この語は英語では universal suffrage，ドイツ語では Allgemeines Wahlrecht といわれる。これは日本では大正14年に衆議院議員の選挙について採用されたものである。そしてこれはそれ以前から，国民皆兵制（system of universal conscription）つまりすべての国民に対して兵役義務が課せられているのに，選挙権は制限されているのは不公正であり，著しく正義に背くという理由によるものだったのである。

日本国憲法第44条は議員及び選挙人の資格を決めた条文であるが，ここで「人種，信条，性別，社会的身分，門地，教育，財産又は収入によって差別してはならない」と述べられている。つまりそこで参政権（political rights）の平等，つまり平等選挙が保証されているわけである。

平等選挙といえば古代ギリシアでは isocracy（万民等権政治）が実施されたことがある。また isegoria（言論の平等），isonomia（法のもとでの平等）という制度も存在したことがある。いま挙げた三つのギリシア語はすべて iso-（等しい）という語を含む。ところでいろいろな権利が等しいこと，つまりひとによって格差がないことはもちろん好ましいことであるが，そうした権利そのものを享受できる人間とできない人間が存在するということは大そう困ったことである。事実，古代ギリシアではポリスの市民権保持者と奴隷の間にはそうした差別があったのであり，種々の権利は市民には平等に与えられていたが，奴隷には与えられていなかったのである。そしてそうした意味で，「なんびとも」という一語は公正という点で，つまり公正としての正義という点で，決定的な意味をもつといわねばならないのである。

4

普遍的限量子「すべての」を含む命題として有名なのは「万人の万人に対する戦い（A war of all against all)」である。これは変項が二つあるので (x)(y)f(x, y) というふうに形式化できる。さてこの式 f は，x と y について対称的であり，それゆえ「A は B に対して戦い，そして B が A と戦う」となる。戦うという語の内容に一方が他方を叩くという動作が含まれるとすれば，A が B を叩き，B も A を叩くとなる。つまり互いに叩きあうということになる[2)]。また戦うの内容に殺すという動作が含まれるとすれば，A が B を殺し，B が A を殺すということになる。ところで「万人は万人に対して戦う」という命題は，事実命題である。つまり「万物が万物を引っぱる」という万有引力の法則とおなじ事実命題である。しかし「万人は万人と戦ってもよろしい」ということであれば，これは義務論的命題である。そしてこうした義務論的命題は「万人が万人に対して戦う」という事実命題をよしと認めるものである。そして「目には目を」という復讐法もその例であるし，国際法における交戦権もその例である[3)]。

復讐権も交戦権も二人のうちの一人に対し片手落ちの扱いをしないという意味で正義にかなっ

ているといえる。しかし権利の対称的付与，権利の平等な付与はそうした野蛮な行為でなしに，文明的な行為に対して与えるべきである。そしてそれが「汝殺すべからず」である。この戒は「汝の父母をとうとぶべし」と違って全称的でかつ対称的な意味つまり「なんびともなんびとを殺すことがあってはならない」という意味であろう。そしてこの旧約の教えは，つぎのようなイエスの教えに移行していく。「わたしは新しいいましめをあなたがたに与える。互いに愛し合いなさい（love one another)。」（ヨハネ13－34）ここで使われている one another は相互代名詞（reciprocal pronoun）であり，each other が二者間の相互関係であるのに反して，三者以上の間の相互関係を意味するのである。

reciprocal に似たことばに mutual がある。mutual はラテン語の muto（交換する）という動詞から派生していることからもわかるように「相互交換的」という意味がある。しかし mutual（相互的）という語は common（共同的，共通の）とは区別されるべきである。というのも common という語には交換という意味は全然含まれていないからである。実際，mutual と common の対立は，市場交換経済と共同体経済（共産主義的経済）の対立と対応する。というのも共同体経済や共産主義経済には市場交換（market exchange）というものが欠如しているからである。そもそも市場において交換がなされるためには，個人の析出と個人の私有財産がなければならない。しかるに個人が析出されず，共同所有，共産制というものが存在する限り，市場も交換も出現のしようがないのである。

こうして，相互性，交換性というものは個人の確立が必須の前提条件であることがわかった。そしてこうした人間の個体性の強調という事態にぴったり適合しているのが限量論理学であり，例えば $(x)f(x)$ といった式は実は $f(a)$ & $f(b)$ & $f(c)$ & …… という式を意味するのであり，ここで a, b, c はどれも個体を意味しているのである。それゆえに相互性もまた $(x)(y)f(x, y)$ といった式であらわされるのである。

市場交換経済における市場交換という現象は実は事実命題で記述される現象であり，義務論的命題で表現されるわけではない。しかし「互いに愛し合いなさい」といった表現もしくは「誰もが誰をも愛しなさい」といった表現は義務論理学的命題なのである。経済学は事実命題からなるとすれば，法的ルールで表現される国家制度というものは義務論的命題からなるといわねばならない。つまり政治学の研究対象であるデモクラシーというものを，過去に存在したものあるいは現在存在しているものとし，これを記述した命題は事実命題である。しかしデモクラシーのルール自体は義務論理学的命題で表現される。さてデモクラシーとは，government of the people, by the people である。しかも直接民主制という場合は「すべての国民がすべての国民を統治すべきこと」もしくは「すべての市民がすべての市民を統治すべきこと」である。しかしすべての国民を同時に統治することは可能だとしても，すべての国民が同時に統治することは船頭多くして船山へ上るということになって不可能である。しかしすべての国民が

同時に統治できなくても一定の人数の国民が交代に（alternately）つまり代る代る（in turn, one after another）一定期間統治することは可能である。そしてこれが古代ギリシァでおこなわれた方法であり，統治者の選出は公平を期するためにくじ引きでおこなわれたのである。

ギリシァ語のデモクラティアを文字通りに訳するとさっき述べたように government of the people, by the people である。しかし人民による人民支配ではまだデモクラシーの本質の把握としては不十分である。正確には万民による万民の支配というふうに表現することがぜひとも必要である。つまり論理的には (x)(y) f (x, y) あるいは (x)(y) NPNf (x, y) という形式をとることがぜひとも必要である。いいかえれば「どの個人もがどの個人もを支配すべきである」という形式をとらねばならない。そしてこのことはデモクシーは個人レベルで貫徹されねばならないのであって集合レベルで運営されてはならないということを意味するのである。

人民に相当する people は文法的には集合名詞である。集合名詞は固有名詞とは異なり個体の集合を表わす名詞である。そして people（人民），class（階級），nation（国民，民族），crowd（群衆），mass（大衆）等の語もすべて集合名詞である。つまりこれら集合名詞は個々の個体を指すものではない。それゆえ人民民主主義（people's democracy）も大衆民主主義（mass democracy）も個人に重点が置かれていないという意味ではえせ民主主義といってよいであろう[4]。

以上で，市場交換経済と民主主義という，西ヨーロッパ文明の中核をなす二本の柱が，ともに個体主義，個人主義に基礎づけられることでわかった。そしてこうした個体主義の論理学的対応物は単称命題である。しかしこうした単称命題はいくつもが連言あるいは選言によって連結される。そしてこうした連結の論理的表現が全称命題あるいは特称命題なのである。ところで義務論的命題，法的命題にしぼりこむと，「すべての」を含む全称命題，普遍命題は，特権を否定するという意味で，公正の正義を表現する命題である。それゆえ公正としての正義というものも，個体主義，個人主義といったものをベースにしたものであることは明らかである。

現代論理学の本質は，古代ギリシァ以来の類種の論理学やクラスの論理学とちがって，個体性の重視にある[5]。それゆえ近代における個人主義的自由経済と，個の尊重に支えられたデモクラシーが，限量論理学という現代論理学と適合的であることはなんら不思議でないといわねばならない。そして近代における公正としての正義論というものが限量論理学と適合的であるということもまたけっして驚くに当らないのである。

5

「すべての人間は死ぬ」は論理学でよく使われる全称命題の例である。日本では「生まれては死ぬるなりけりおしなべて釈迦も達磨も猫も杓子も[6]」という一休禅師の和歌がある。「す

べての人間は死ぬ」は事実命題であり，それゆえ「人間」は生物学的存在である。しかし憲法17条「何人も公務員の不法行為により，損害を受けたときは，……賠償を求めることができる（Every person may sue……）」は法的命題であり，それゆえ（x)Pf(x）と表現できる。だとすると「ひと」つまりperson，ペルソナは，xで表現される。そしてこのxは論理学では変項（variable）といわれる。

ところでこのxはまず個体変項といわれるように個体を指す。しかしxはソクラテスやプラトンのように既に特定された個体ではなしに，不特定の個体を指す。このように変項は個体を指すが，不特定な個体であるから無性格である。ソクラテスやプラトンなら無数の性格をもち，しかもそれぞれにしかない，かけがえのない個性をもつ。しかしxはone of themにすぎず，このthemの各々は同等に扱われているドングリの背くらべの個体[7]なのである。

日本国憲法13条に「すべて国民は個人として尊重される（be respected as individuals）」とある。つまり各人は憲法では個性をもつものとして，つまりいろいろな才能をもつものとして尊重されるのでなく，単に個人として尊重されるのである[8]。そして実際14条にも述べられているようにけっして人種，信条，性別，身分等によって差別されはしないのである。

憲法の各条文においては「なんびとも」というふうないいまわしで充ちており，固有名詞などは一つも出てこない[9]。ただし1978年の中華人民共和国憲法の前文には「毛沢東主席は中華人民共和国の創設者である」という一文がある[10]。しかしこれは極めて異例であり，実際この憲法でも，本文には固有名詞はでてこない[11]。

こうして法における法的人格つまりペルソナに対する非選択性，偏頗の無さ（impartiality）は近代論理学で愛用される変項の性格といかに適合的であるかがわかった。そしてそうした偏頗の無さが実は公正ということであり，正義ということなのである。実際，ギリシァ神話の正義の女神はめかくしをしている。これは裁判官としての女神が，私情をさしはさまず，いかなる被告をも公平に裁くことを象徴しているのである[12]。犯人の捜査逮捕といった段階では，被疑者のいかなる特殊な言動にも注目しなければならないが，被告人に法を適用する段階では被告人に対して偏頗であってはならないのである[13]。

1776年のアメリカ独立宣言では「すべての人は平等に造られる（All men are created equal）」と述べられている。リンカーンもこれを受け彼の書簡の中でAll men are created equalと述べ，この後にexcept Negroes（黒人を除いて）という二語を付け加えている。そして彼はこうした黒人差別の状態を歎いたのである。こうした差別に対する闘争は南北戦争を経て，アメリカでは現在もなお延々と続けられているのであり，このことはAll menということばのもつ重さをものがたるものである。実際，リンカーンはその書簡で，All menに対する除外として，黒人だけでなく，外国人やカトリック教徒もが含まれているおそれがあると述べている。

ところでcreated equalという語であるが，このequalによって，人間は生まれつき，才能

も身分も，財産もおなじだということが意味されているのではない。つまり「すべての人は平等に造られた」は事実命題ではないのである。実際，1780年の「マサチューセッツ憲法」第1条では「すべての人は生まれながらにして自由かつ平等である」となっており，1789年のフランス人権宣言第1条では，「人は自由かつ権利において平等なものとして出生し，かく生存する」となっている。そして1948年の世界人権宣言では「すべての人間は，生まれながら自由で，尊厳と権利について平等である」となっている。それゆえ「すべての人間は平等である」は事実命題ではなしに，義務論的命題，法的命題として扱わなければならない。

以上でみられるように本論文は，法的命題における「なんびとも」つまり every person という二字にこだわってきた。そしてこの二字こそは正義というものの中核であると主張してきた。ここで every はもろもろの基本的人権の享受者の普遍性を意味する。そして person は法的人格の非偏頗性を意味する。そして正義の二つの性格である普遍性と非偏頗性は義務論理学的命題である (x)Pf(x) における (x) と x に正確に対応する。ちなみに Pf(x) における x は単なる個体つまり個物をも含む個体ではなく，ペルソナだけを含む個体を意味する。そしてその理由は，P は義務論理学的命題を意味する「～ということが許される」であり，Pf(x) は「―― が，…… をなすということが許される」であり，この場合の―― はペルソナでなければならず，個物でありようがないからである。

6

ギリシァ・ローマにおける正義の女神は右手に劒，左手にはかりをもつ。そして目かくしをしている。劒は「力は正義なり」という正義観を示し，はかりは平等，釣り合い的正義観を示す。しかし正義とは論理学の立場からいえば目かくしというシンボルにあらわされる普遍性と非偏頗性つまり公平無私性にほかならないのである。

さて力としての正義は，正義というものを動力学的，つまり物理学的な対象として把握するものである。他方釣り合い，均衡としての正義もまた正義を静力学的，そして数学的な対象として把握するものである。そしてこの両者はともに事実的命題によって表現されるものである。しかし正義というものは事実的命題によって表現されるものではなく，義務論的命題，しかも義務論理学によってきちんと処理できる命題によって表現されるものでなければならないのである。

アリストテレスは三つの正義つまり分配の正義，矯正の正義，交換の正義を提示した。ところでこれら三つのうちの最後の交換の正義は give and take の正義と呼ばれるものである。これは甲が乙に与えると，乙も甲に与えるという相互関係である。ここで「甲が乙に与える」と「乙が甲に与える」は確かにシンメトリカルな形である。しかし与えるという動詞は他動詞で

あり，しかも直接目的語と間接目的語の二つをもつ他動詞である。それゆえ「甲が乙に丙を与える」という命題と「乙が甲に丁を与える」という命題はシンメトリーにはならない。しかしもしシンメトリーにしようとすれば丙＝丁でなければならない。とはいえ丙と丁が全く同じものであっては困る。イギリスの諺に To give a thing and take a thing is fit for devil's darling（やった物をとり返すことは悪魔のお気に入りのやることだ。くれた物を取れば盗人）がある。しかしこんなことは正義でもなんでもない。アリストテレスのいう交換はいわゆる物々交換であり，それゆえ丙と丁は違う品物である。しかも丙の価いと丁の価いは等価でなければならず，不等価のものが交換されれば，それは不正だというわけである。

リカードは自由競争下では等価交換は可能だが，国際間では等価交換はむつかしいと考えた。とはいえ交換における等価・不等価は論理学の問題ではなく，数学の問題である。というのも論理学は量の問題を扱わないからである。こうして交換の正義はもちろん分配の正義もそしてさらには矯正の正義も量の問題にかかわるのだから，それらは量を扱う数理経済学の対象だと考えた方がよいであろう。

このように等価交換は経済現象であり，しかも法律によって統制されたものでない限り，義務論的命題で表現される事態ではない。つまり自由な等価交換は事実命題として記述される。しかしそうした経済的交換とは別に法的交換というものがある。ローマ法学説彙纂でユリウス・パウルスは「私は汝が与うるために汝に与う（Do tibi, ut des)」という文言で obligatio つまり義務，拘束力，債務があらわされると述べる。また近世の法学者グロティウスはこの文字が交換的行為（actus permutatorii）を示すと述べている。ただしそれはもちろん単純な交換行為ではない。ut des（汝が与うるために）の des は目的を意味する接続詞である。それゆえ「私は汝に与う」る場合にはお返しを期待しているものであり，さらにはお返しを相手に対し債務として義務づけ，自分には債権者としての権利を主張しているのである。それゆえいまの文言は単なる事実文ではなく，法的文，義務論的文なのである。

ルカ伝6章38節に「与えよ。而してそれは汝に与えられるならん（Date et dabitur vobis)」という句がある。この場合の「与えよ」はお返しを求めずに与えよという意味である。しかしそうはいっても当てにしないで与えることがかえって絶大な報いを受けることになるといい，イエスはとにかく与えよと命じているのである。このように与えるというからには「なにを」ということが問題になり，この「なに」との等量・不等量，等価・不等価が問題になるのであるが，それはさておき，ローマ法でも聖書でも，その相互性は，事実命題ではなしに，義務論的命題で述べられていることに注目しなければならないのである。

7

法律は大きくいって実体法と手続法とにわけられる。そしていままで述べてきた正義論は主として実体法にかかわるものであった。そこでこんどは手続法をめぐる正義について論じることにしよう。さてヨーロッパの法諺に「同じ条理があるところに，同じ法が働く（Ubi eadem ratio, ibi idem jus)」があり，「似た事物については，判決もおなじである（De similibus idem est judicium)」がある。さらに「同様な事態から同様な事態へと同じ条理で手続きを進めていくべきである（De similibus ad similia eadem ratione procedendum est)」がある。以上の三つの法諺にはもちろん，「どの人間についても」という普遍的限量子が隠されている。法的手続はいかなる人間に対しても手心を加えることなく実行されるべきことが主張されている。そしてこうした「いかなる人間にも等しき事例には等しき取扱いを」というプリンシプルが公正としての正義（justice as fairness）であり，こうした正義はアリストテレスにはない正義（non-Aristotelian concept of justice）であり，それゆえ非存在論的正義（non-ontological concept of justice）であり，さらには義務論理学的正義（logical concept of justice）なのである。

さてフェアネスの概念はスポーツにおいてもっともはっきりと把握できる。ところでスポーツにおけるフェアネスでは (1) スタートにおいてフェアであることが要求される。決闘に準ずる高潔な闘いであるボクシングを例にとると，そこではヘビー級からフェザー級を経てフライ級まで10階級に分けられる。つまり出発点におけるイコール・フッティングが求められるのである。(2) つぎにはプレー中にもフェアーであることが要求される。つまり反則をやってはいけないのであり，反則の最たるものはベルトより下を打つこととダウンしている相手を打つことである。このようにして (1) と (2) という条件が充たされさえすれば，試合の結果には文句をいえない。逆にいえば (1) と (2) は結果に対して文句をいえわせないための装置なのである。こうして fair ということは出発点，プロセス，手続等の同一性であり，得られた結果の均一性ではない。つまりチャンスの同等，参入の権利の同等であり，競争の結果の等しさではないのである。こうして一般的に，ゲームというものには結果の良好を狙う功利主義的競争という面があることは確かだが，それとは別に必ず公正さとしての正義もその本質として備わっているといえるのである。

フェア・プレーというものは人間同士で成立するだけでなく，人間と獣の間にも成り立つ。イギリスの貴族は狐狩りを好んだ。しかしその場合でも狐に対し成功率が低いとはいえ逃げ切る可能性を与えてやらねば貴族らしくないとされたのである。

「恋愛と戦争では手段が選ばれない（All's fair in love and war. All's lawful in love

and war)」という諺がある。ここでfairとlawfulは同じ意味とされている。とはいえ恋はともかくとして戦争でもまた手段を選ばないというのではひどすぎる。ことは人間の生死に直結することだからである。それゆえ1925年の「毒瓦斯とバクテリアに関する議定書」で戦争における毒ガスおよび細菌の使用が禁じられている。しかし核兵器については原水爆禁止運動がおこなわれており，戦略兵器削減条約が結ばれてはいるものの，核兵器全面使用禁止条約までには至っていない。

日本では「飛び道具は卑怯なり」といわれ，アメリカでは「丸腰の人間を撃つのは卑怯なり」といわれる。つまり武器は同等でなければならない。さらに両人がピストルを使うとしても，ピストルは同時に抜かれねばならない。しかし武器というものはピストルからどんどんエスカレートされてきた。しかも戦争は決闘などとちがって集団戦であり，しかも核兵器ともなれば非戦闘員をも巻きこむことになる。だとするとピストルの廃棄もいいが，それにもまして核兵器全般の廃棄がいっそう望まれるのである。

8

theomachiaというギリシァ語がある。文字通り神々の戦いという意味である。ホメロスの『イリアス』はアキレスを総大将とするアカイア側とヘクトルを総大将とするトロイア側との戦いを唱った叙事詩である。この戦いは確かに人間同士の戦いなのであるが，実は人間どもはヒモで操られた操り人形なのであり，アカイア側を操るのはアテネとポセイドンであり，トロイア側を操るのはアポロンとアルテミスである。つまりトロイ戦争は二派の神々の代理戦争だったのである。

ウェーバーは価値観の間の争い，イデオロギー間の争いを神々の争いに喩えた。人間は価値間の闘争をおこなうが，これは実は相闘う神々のどちらかの陣営に奉仕することによってなのである。

第二次大戦とそれに続く東西の冷戦はイデオロギー間の戦いといわれる。かつては戦いの背後には神がいたのだが，そうした神に代って，こんどはイデオロギーが戦いの黒幕となったのである。しかし人類は神々やイデオロギーだけに支配されるほど愚かではない。人類は実はギリシァの昔から本当の戦争と並行してことばによる戦いをおこない，そうした戦いのルールをつくりあげてきたのである。

さてことばによる戦いつまり論戦が戦いであり，競技である限り，もちろんそれはフェア・プレーの精神でおこなわれる。つまり論戦もまた，一定のルールに従うのであり，しかもこのルールは相い戦う双方の当事者のどちらにもえこひいきのないルールでなければならない。

新約聖書「テモテへの第一の手紙」6章4節にlogomachiaということばが使われている。

文字通りそれはことばの争いつまり論戦あるいは論争という意味である。

さてゲームにルールがあるように論戦にもルールがある。こうしたルールはアリストテレスの『トピカ論』に登場するが，この理論が中世論理学ではもっと洗練された形で再登場する。そしてこれが中世論理学における拘束（obligatio）の理論である。この理論は論争する当事者のすべてが負うべき義務，とりわけ論争する当事者の双方が斉しく負うべき義務（duties obligatory on all or on both sides）という意味である。そしてその例は，討論していくうちに自分に分が悪くなってきても前言をひるがえさず[14]，自らの立言の矛盾が暴露されるまでもちこたえ，防ぎようがなくなった時点でいさぎよくギブ・アップすべきであるといったものである。

ヨーロッパの古代・中世の討論の術で顕著な性格は，討論の術が真か偽かの二値論理学を基盤に置いているために，和解というものが認められないという点にある[15]。つまり形式論理学は戦争，スポーツ，トーナメント（騎士の馬上試合），決闘，自由競争等々のビヘービアに適合的なのである。

ゲームにおける勝ち負けをはっきりさせようという原則は裁判においても守られる。憲法32条によりなんびとも裁判を受ける権利をもつ。裁判所には裁判義務があり，訴が提起された場合，裁判所は何らかの裁判をしなければならない。なんびとも訴権つまり判決請求権をもつ。人情としては誰もが勝訴の判決請求をするのであるが，勝訴か敗訴かは裁判が終り，判決がでるまではわからない。しかしとにかく裁判官はスポーツの審判と同様に，はっきりと勝敗を判定しなければならない。

さて中世論理学における討論の術において討論は攻め手（opponens）と防ぎ手（respondens）に分かれておこなわれる。そしてこの構造は裁判においてもおなじである。すなわち裁判は原告（Kläger）と被告（Beklagter）に分かれておこなわれる。いまあげたドイツ語は訴える・訴えられるという意味であるが，英米法では原告は orator（申し立て人）といい，被告は中世の討論における respondens（防ぎ手）の英語形 respondent を使う。また defendant（防衛者）という語をも使う。

このようにして裁判では学問的討論とおなじように原告側の攻撃的申し立てと被告側の防衛的申し立て[16]の応酬から成り立つ。被告は原告の訴訟に対して応訴するつまり防禦をするのであるが，逆に被告側が原告を相手方として訴を起こすこともできる。これを最初の訴つまり本訴に対して反訴（Widerklage）というが，これは討論における tuquoque（しっぺい返し。お互いさまじゃないかというさかねじ）の応用例である。実際，しっぺい返しも反訴も，「A が B を攻撃し，B が A に対し防禦する」の対称形である「B が A を攻撃し，A が B に対し防禦する」ことだといえる。つまりここで攻守所を替えるというわけである。

裁判における対称性はいま述べた本訴－反訴の他に，訴訟（action）－反対訴訟（cross ac-

tion)[17]，主尋問（examination in chief）－反対尋問（cross-examination），本証（Hauptbeweis）－反証（Gegenbeweis）が存在する。しかしこれらの中には形式的にはシンメトリカルに見えても，実質はそうでないペアがある。本証－反証がそうである。本証とは立証責任を負う人間が提出する証拠であるが，この立証責任はburden of proof（立証の重荷）という語が示すように負うにはつらいしろものである。このことは，裁判においては先に攻撃する側が有利だから，有利な側にしんどいことをさせるべきだという趣旨にもとづく。こうして一般には原告側，訴追者である検察側が挙証責任を負わねばならないのであるが，公害犯罪の因果関係に関しては，被告側が挙証責任を負わねばならない。そしてこのことは裁判においてもまた，優者に負担を課するというハンディキャップの精神が働いているのであり，これはまた公正の精神ともいえるのである。

証明の難易という点ではあるものの非存在の証明の方がそのものの存在の証明より難しい。それだからこそ現場不在証明つまり被疑者が犯行場所にいなかったことの証明は，彼が他の場所にいたということの証明つまりアリバイ証明で代用される。確かにアリバイ証明は被疑者が自分を護る武器としては強力である。しかしそれにしても犯行場所以外の場所に存在したという証明もそう易しいことではない。アリバイ証明ができれば被疑者が犯人でないことは確実であるが，その裏つまり，アリバイ証明ができなければ被疑者は犯人だということが眞だと主張すれば，こうした主張は誤りなのである。

9

裁判において裁判官が大切であることは，スポーツにおいて審判が大切であるのとおなじである。そして裁判官も審判も対立する双方に対して公正でなければならない。双方の当事者のうちの一方の申し分だけを聞き，他方の申し分を聞くことなしに裁判をすれば，たとえその裁決が正しかったとしても，そうした裁判は違法である。つまり公正としての正義の観点からいえば裁決の内容よりは裁判のプロセスの方が大切なのである。それゆえ裁判官は偏しない（indifferent）で，不偏（impartial）で，偏見がなく（unprejudicial），無私（neutral）で，先入主がなく（unbiased）利害関係がない（disinterested）等々といった存在でなければならない。

このように否定的な属性を列挙したが，正義あるいは裁判官[18]についてもう一つだけ否定的な規定を挙げよう。そして「正義は人を差別しない（Justice is no respecter of persons)」がそれである。これはまたJusticeのかわりにLawとなる場合もある。ところでrespecter of personsという見なれない英語は実は聖書に出てくる英語であり，例えば使徒行伝10章34節ではGod is no respector of personsとなっており，神はかたよることをせずと訳されている。

また神は人を区別しないとも，神は人をかたよりみない方であるとも訳されている[19]。

さてこの respector of persons はギリシァ語では prosōpolēptēs であり，ラテン語では acceptor personarum である。そしてこれらから person, prosōpon, persona という三語が抽出できる。そして残りの部分は「～を顧慮する人」という意味である。ところで person には二つの意味がある。一つは人格，特に法的人格という意味である。しかし person, prosōpon, persona の本来の意味はそうではない。もとの意味は仮面，役割，位格，人称といった意味である。以上四つの意味に共通するのは，「一つの実体のもついくつかのあり方」という性質である。同一の人間が翁の面をつけたり嫗の面をつけたり小面をつけたりする。そしてそれによって彼は老人の役，老婆の役，娘の役を演じる。キリスト教で「一つの実体と三つの位格」といわれるように，父なる神，子なる神，聖霊なる神という三つのペルソナが存在するにもかかわらず，実体としての神は唯一である。さらに一人の人物が「私」であったり，「あなた」であったり，「彼，彼女」であったりする。

さて respector of persons という場合の persons は実はそうした古い意味で使われているのである。つまりそれは人間のいろいろの属性，例えば貴賤，貧富，賢愚等を顧慮する人という意味なのである。このことは，ドイツ語のいいまわし Der Tod sieht kein Alter und keinen Stand an（死は年令や身分の別を問わない[20]）や die Person nicht ansehen（人柄を問わない）からもわかる。そして神は貴賤，貧富を顧慮しないのであり，このことによって神はえこひいきしない存在だといえるのである。

ところで persona にはもう一つの意味がある。そしてもちろんこちらの方が大切なのであるが，それが法的人格という意味であり，これこそが，ローマ法が与えた最大の遺産の一つなのである。

10

さてこの法的人格であるが，これこそは，前述の (x)Pf(x) における x であり，人種，信条，性別，社会的身分等のすべてを剥ぎとられたペルソナなのである[21]。そしてこのペルソナは尊厳なるものとされる。事実，世界人権宣言第一条で「すべて人間は，生まれながらにして自由であり，尊厳，権利とにおいて平等である」といわれている。

さて比較的最近の比較的有名な法哲学者ドゥォーキンは「平等な尊厳と配慮（equal respect and concern）を受ける権利」を力説する。ここで respect ということばが使われているが，これは前述の聖書のことばで使われた respect とは使い方がちがう。聖書での respect persons は人の貴賤を気にかけるという意味であるが，respect a man とか respect a person という場合は人を尊敬する，人格を尊重するという意味である[22]。

さてドゥオーキンは尊敬を受ける権利を主張するのであり，権利の重視という点で，彼の立場は功利主義とは対立する権利基底的立場だといわれる。ところで権利というものは単独で存在するものではなく，権利の帰属する主体がある。そしてこれが人格である。それゆえ尊敬を受ける権利の主体はもちろん人格である。そしてこの人格というものが人種，身分を剥ぎとられた裸の形で，つまりいかなる差別もなく平等に尊敬されるのである。

とはいえ人格もまた単独に存在するわけのものではない。なぜなら法的命題というものは，例えばPf(x)としてあらわされ，xつまりペルソナはPf(x)という命題の中でのみ意味をもつからである。そしてPf(x)とは「ペルソナxが～のことをするのを許される」という意味であるから，権利および権利の所有というものもPf(x)で表現できる。しかもこのPf（x）は義務論理学的命題であり，義務論理学的命題は事実命題とははっきり区別され，前者は後者に還元不可能であるが，このことは功利主義とは一線を画するる権利基底主義の立場に照応する。

さて(x)Pf(x)という命題であるが，これは義務論的命題であるから，法的命題だけでなしに倫理・道徳的命題をも含む。カントは『第一批判』で星を散りばめた外なる天空が敬慕の念を起こし，内なる道徳律が畏敬の念（Ehrfurcht）を惹き起こすと述べている。そして天空とは自然の法則を意味することはもちろんである。さらにこの自然法則と道徳律はともに普遍命題であることも確かである。そして実際，カントは『人倫の形而上学の基礎』で定言的命法とは「あなたの従う格率が同時に普遍法則（allgemeines Gesetz）でもあるような仕方で行動せよ」といったものであると述べている。このようにカントが扱った義務論的命題は確かに倫理的命題であるが，20世紀ドイツの法哲学者ラートブルッフは，新カント主義者として，カントの意向に沿いながら，法命題としての義務論理学命題を主題的に扱ったのである。

このようにしてカントもラートブルッフもドゥオーキンも，彼らが法の問題とりわけ正義の問題を扱うときには暗黙のうちに義務論理学的普遍命題を扱っているのであり，そうとなれば，逆に義務論理学的普遍命題の基礎から，新しい法理論と正義論を組み立てる方法で学問的にはより広い視野を獲得できるわけであり，本論文はまさにそうした方法による研究の基礎理論を狙って執筆されたのである。

（平成6年8月28日）

1) いま挙げた例は権利の付与についてであったが，義務の賦課，例えば「なんらかの義務がすべての人に課せられる」についても同様である。
2) 「たたかう」の語源は一説によれば「叩き合う」である。
3) 日本国憲法9条2項は国の交戦権を認めないとしている。
4) 一人または少数の独裁者が自分たちは階級や人民や民族や大衆の具現者として政治をおこなっているのだから，民主的だと叫んでも，そうした政治は民主政治の名に価いしない。
5) 現代数学の基礎は集合論である。そして集合論は徹底したアトミズム，個体主義の立場に立つ。

それゆえ，現代論理学と現代数学はともに個体主義に立脚するという点で互いに手を握りあう。

6) 滝沢馬琴は「猫も杓子も」は禰子（ねこ，神主）も釈氏（しゃくし，僧侶）もの意味だとしている。

7) 人間が同程度，対等であることを大阪弁では「みんなチョボチョボやがな」という。しかしもう少し積極的に，ウッツカッツ（互角）だともいう。

8) 法的人格として扱う限りにおいてのみ個人的才能を無視せよといっているだけであって，法的人格以外として扱う場合にはもちろん個人的才能を無視すべきではない。つまり人間はすべて同じ才能を持つと考えるべきではない。

9) ただし日本国民，ベルギー国民，ドイツ国民といった国民名は残っている。

10) 毛沢東は1976年に死去している。

11) とはいえ中国は法治国家ではなく人治国家だなどといわれている。

12) イギリス17世紀のエッセイスト，ジョゼフ・アディスンは「正義は派閥もそして血縁関係をも捨てる。そしてそのゆえに正義は盲目の姿で表現される」と書いている。またイギリスの法諺に「正義は父をも母も知らぬふりをし，ただ真理だけを考慮する」がある。

13) 京都所司代板倉重宗は，裁判に当っては公平を期するために障子を隔てて訴えを聴いたといわれる。

14) 英米法では前言をひるがえすことが禁じられ，この禁止を estoppel（禁反言）というテクニカルタームで呼んでいる。この原則は法におけるフェア・プレーの精神から出たものである。

15) ヘーゲルの弁証法は正・反・合をいうが，論理学ではそんな安易なことは認められない。

16) 防御法としては答弁（response, answer, defense），抗弁（exception），抗議・異議（objection）等がある。

17) この反対訴訟は反訴（counterclaim）とは異る。

18) 英語の justice は正義であるが，それを大文字で始め，Mr. Justice A, Lord Justice Aとすれば裁判官A氏という意味になる。これは抽象名詞の具象化であり，擬人化であり，もっと難しくいえば受肉化である。

19) 東洋では一視同仁がどの人間にも倫理として課せられている。

20) Love has no respect of persons（恋には相手の氏素性も身分地位も眼中にない）という諺もまた一つのバリアントである。

21) これはアリストテレスに始まり中世論理学で確立されたいい方“～である限りおける――”を使えば，しかじかの信条，しかじかの身分を持つ限りでの人間でなしに，人間である限りにおける人間というふうに表現することができる。

22) personality は性格，人柄，個性という意味をもつが，これは persona の古い意味にもとづく。また二重人格（personality）の場合も同様である。